

千葉市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求(19千監(住)第1号)に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成19年8月17日

千葉市監査委員	古川 光一
同	大島 有紀子
同	上村井 真知子

第1 請求の受付

1 請求の要旨

姉妹都市協定書の遵守違反等

1996年5月にモントルー市と千葉市の間で締結された姉妹都市協定書(証-1)には“観光部門”“経済振興部門”“医療部門”“学校関係”の交流の充実を図るものとありますが、観光、経済、医療の交流は当初から放置されたままで、活動が継続的に実施されているものは、2年単位に3名の学生の派遣、受入を交互に行う青少年交流活動のみで(証-2)明らかに協定書が遵守されていないのが実情です。

この学生交換に於ける市の支援費用は2年単位にわずか18万円(6万円/人×3人)で、市の行政優先順位から見ても極めて低いのが実情です。年間でわずか9万円の交流事業に対して、平成18年10月24日から行われたモントルー市への公式訪問は、出張人数が大挙6名、しかも市長夫人同伴、期間は7日間、答礼パーティ(約150万円)、その他通訳、専用バス等々も含め総費用約755万円の公費が投入されています。

こうした愚行は民間でも、市民感覚からしても絶対あり得ない事で、報告書を見ても千葉市の公益に結びつく具体的なものは一切ありません。(証-3)

市長も一市民である訳ですが、一市民の目線で考えた場合、もっと堅実な方法を考えていたはずで、立場を利用した独善的で職権乱用であることは明白です。以上、モントルー市との協定項目すら遵守されず(協定違反)見直改善も行政努力もされずに放置しておいた中での公費を使った1週間で約755万円の大名旅行を我々市民は到底容認することは出来ません。市長夫人の公費扱いは勿論、出張の期間、人数、出張内容等にそれぞれ問題があり、以下今回の公費出張について個々の項目に従って、費用の返還を強く要求する次第です。

また、千葉市の姉妹都市事業の現状ですが、モントルー市も含めて7つ存在しますが、残りの6つの姉妹都市についてもモントルー市とほぼ同じ状況にあり、市の公益に繋がる活動は極めて乏しいにも拘らず市幹部及び議員の視察訪問先になっているのが実体です。市の幹部及び議員の其々の訪問回数は、モントルー市が9回、ヒューストン市が6回、ノースバンクーバー市が6回、天津市が5回、呉江市が4回、ケソン市が3回、及びアスシオン市が1回(南米のパラグアイにあり人気がない)と、公費による視察旅行が頻繁に行われています。また、モントルー市訪問と同じ年(平成18年5月23日)には、鶴岡市長、石井市議会議長、田野公室長、柳川国際交流課長、二

階同主事の5人による表敬訪問が5日間の日程で天津市、呉江市に対して行われています。これら天津市、呉江市、ケソン市、アスシオン市については学生の交流活動すら行われていません。この姉妹都市事業の関連機関で国際交流協会がありますが、協会の予算が年間で約1億円、千葉市の補助金が約8千万円でほとんど補助金で賄われているのが実態です。(証-4) 支出が人件費約6千2百万円、事業活動費がわずか1千5百万円で、ほとんど人件費に消えている最悪の状況で市の外郭団体の見直し改善にも指摘されています。(外郭団体の見直しに係る調査委託報告書 - PWCアドバイザリー)

全国的にも市幹部或は議員のこうした姉妹都市を含めた海外視察に対して厳しい市民の目が向けられ、費用返還請求に応じた事例も出ています。この機会に姉妹都市交流事業、海外視察の実態調査を行って頂き、見直し改善を強く要望する次第です。

千葉市は平成19年3月末までに1兆3千億円超の借金を背負っており、このような財政状況下での今回のずさんなモントルー訪問は地方自治法第2条14項(最小の経費、最大の効果)に違反するものと言う他ありません。

費用返還請求その1、訪問団の人数(返還請求は2,086,020円)

平成18年10月24日から7日間に実施されたスイス・モントルー市訪問のメンバーは鶴岡市長、市長夫人、三須議長、田野公室長、柳川国際交流課長、村田同職員の計6名で、日程はモントルーに3泊、ベルン1泊、チューリッヒ1泊の計6泊7日(1泊は機内泊)の日程となっています。(証-3)

出張目的はモントルー市との姉妹都市10周年記念の表敬訪問となっています。報告書を見ると、モントルー市での行動は、シヨン城見学、民間医療機関訪問、市植物園訪問、ヨーロッパ公園での植樹、モントルー市役所訪問、ミニサッカー場オープン記念式典、及び約150万円を投じた答礼レセプション等々になっています。こうしたモントルー市での行動内容を見ても、大挙6人が出張対応しなければならない業務内容或いは必要性は一切見出すことは出来ません。こうした高額のコストを伴う愚行は絶対考えられません。日ごろ財政改革、行政改革を主張しながら、現実はこの社会的通念、常識を逸脱した今回の鶴岡市長の独善的な暴走行為を市民は絶対容認することは出来ません。ちなみに、1998年(平成10年)にモントルー市長が1回だけ来葉していますが、メンバー数は計2名です。

今回の出張人数については、モントルー市との姉妹都市の交流経過と現在の実体及び今回の訪問の内容(挨拶中心)を総合的に考えると鶴岡市長及び田野公室長の2名で十分対応可能です。従って、鶴岡市長夫人、三須議長、柳川課長、村田職員の同行は認められず4人の出張費用全額の返還を請求す

べきです。特に鶴岡市長夫人同伴については鶴岡市長の独善的な越権行為であり、千葉市の公益性、市民感覚、他自治体の事例を見ても絶対認められるものではありません。そもそもこの市長夫人の公費出張はモントルー市の要請でなくこちらから一方的に提案したものであり、最初から訪問メンバーの中に入れてあります。モントルー市からは招待なり、要請は何処にも見られません。簡単に言うと、このメンバーで行きますので宜しくと提案し、これに対して先方から了解しましたと言った通信経過です。(証 - 6)

開示された情報或は出張報告書を見ても、鶴岡夫人の業務ないしは必要性は一切見当たりません。朝日新聞でもこの件について批判記事が掲載され、政令指定市でも8市は事例がなく4市は自費参加です(証 - 7)。こうした状況にも関わらず、強引に公費扱いにした鶴岡市長の行政能力と暴走行為を市民は認めることは出来ません。従って、公務のない婦人の出張は、自費とすべきとするのが行政の常識であり、市民の常識でもあります。

費用返還請求その2、ベルン市(首都)とチューリッヒ市訪問(622,100円)

今回の公費による出張目的はモントルー市姉妹都市10周年訪問とありますがモントルー市以外にベルン市(首都)及びチューリッヒ市訪問が2泊3日で行われ、ここにも旅費、宿泊費、通訳、ガイド、専用バス等大変な公費が使われています。報告書によると、この2市での行動内容は、日本大使館訪問、バラ公園見学、チューリッヒ市内観光等になっていますが、いずれもモントルー市姉妹都市の公式訪問、或は千葉市の公益、市民の利益には全く無関係なものです。一見、大使館訪問は合理的に見えますが、現状の学生のみの交流活動に大使館の支援なり介在は全くありえません。

こうした6人によるモントルー市姉妹都市の公式訪問を語った便乗旅行に公費を投入する理由は全くなく、私費での旅行とみなし、6人による2泊3日のベルン市及びチューリッヒ市旅行に関する費用(通訳代金、専用バス代金、宿泊費等)の全額返還を請求すべきであります。

(注)上記622,100円は市長と公室長の返還請求金額です。

費用返還請求その3、空港での団結式(費用は5万円)

飛行機の出発までの待ち時間に特別室を借用しての団結式は、全く市民感情感覚から遊離しています。細かい話ですが、飲んだコーヒー代(300円)まで公費に回す鶴岡市長の神経と金銭感覚を疑います。企業のトップでもフライトの待ち時間の飲食は当然自腹処理が当たり前です。市長始め、全員には日当と支度金が支給されており、二重払いとも思えるこの団結式の費用は認められず返還を請求すべきであります。

費用返還請求その4、答礼レセプション(1,502,900円)

モントルー市幹部との必要最小限の会食は否定しませんが、ホテルルームを貸切ったの25名の膨大な費用を伴う大規模なものは到底認められません。前述のようにモントルー市との姉妹都市交流の実体は極めて希薄で、市政の優先順位も極めて低い事業に対して、一晩で約150万円の超豪華会食の必要性は全くなく、容認することが出来ません。

この答礼レセプションの費用の全額返還を請求すべきであります。

については、監査委員は上記費用返還請求その1 - 4の合計金額 4,261,020円を千葉市に返還請求するよう勧告されたい。

返還請求金額

項目	金額	備考
1、成田空港の団結式等	50,000	
2、答礼レセプション	1,502,900	食事25名、会場費、通訳
3、ベルン・チューリッヒ関係		
市長と公室長の宿泊費	132,900	
ガイド関連	94,000	
専用バス	360,000	12万×3日
添乗員	168,100	
小計	622,100	
4、旅費返還請求分		
夫人旅行代金	784,910	
議長旅行代金	784,910	
課長旅行代金	240,910	
職員旅行代金	275,290	
小計	2,086,020	
合計	4,261,020	

参考：旅行の総費用

6人分の旅費等：3,575,540円、旅行会社委託費：3,976,620円、計7,552,160円

以上の通り、地方自治法242条1項の規定により、事実証明書等を添え、必要な措置を請求します。

以上。

(以上、原文のまま掲載)

(別紙「事実証明書」略)

2 請求人

千葉市中央区 3 - 1 5 - 6 渚法律事務所内

市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉

代表幹事 村越啓雄

3 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認め、平成 1 9 年 6 月 2 7 日付けで監査を実施することとした。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥

石井茂隆監査委員は、平成 1 8 年 5 月 2 3 日から同月 2 7 日まで天津市及び呉江市に千葉市公式訪問団副団長として派遣されたため、本件監査にあたっては、自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により除斥とした。

2 監査の対象事項

千葉市（以下「市」という。）が平成 1 8 年度に公式訪問団をモントルー市に派遣するにあたり支出した旅費及び委託料が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

3 監査対象部局

総務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 1 9 年 7 月 9 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠を提出するとともに、請求書の訂正を次のとおり行った。

その際、自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、総務局及び議会事務局職員が立会った。

5 請求書の訂正内容

(1) 請求の要旨の訂正内容

請求の要旨について、表 1 のとおり訂正を行った。

表 1

訂 正 項 目	訂 正 前	訂 正 後
答礼パーティーの費用	約150万円	約111万円
費用返還請求その2の金額	622,100円	1,121,000円
費用返還請求その4の金額	1,502,900円	1,115,900円
費用返還請求その1 - 4の合計金額	4,261,020円	4,372,920円

(2) 返還請求金額の訂正内容

返還請求金額について、表2のとおり訂正を行った。

表 2

返還請求金額

項 目	金 額	備 考
1、成田空港団結式	50,000円	
2、答礼レセプション	1,115,900円	
パーティー	824,200円	食事、部屋、花、看板等の代金
通訳	120,000円	@12万円、1名、1日
通訳の宿泊	21,700円	@21,700円、1泊、1名
追加通訳	150,000円	
3、ベルン・チューリッヒ関係	1,121,000円	
市長の宿泊	48,400円	@24,200円、2泊
公室長の宿泊	40,200円	@20,100円、2泊
ガイド	94,000円	
通訳	360,000円	@9万円、2日、2名
通訳の宿泊	86,800円	@21,700円、2泊、2名
添乗員サービス	84,000円	@28,000円、3日
添乗員の宿泊・食事	47,600円	@18,800円、2泊。食事1万円
専用バス	360,000円	12万円/日、3日
4、4人の旅費返還請求分	2,086,020円	
市長夫人旅行代金	784,910円	
議長旅行代金	784,910円	
課長旅行代金	240,910円	
職員旅行代金	275,290円	
合計	4,372,920円	

6 関係職員等の陳述

平成19年7月9日に総務局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 市の姉妹・友好都市交流事業について

財団法人自治体国際化協会によれば、平成19年6月末現在で国内837の自治体が世界各国と1,554件の姉妹・友好都市提携を行っており、姉妹・友好都市交流を自治体が行う国際交流を推進する手法の一つで、国際交流施策の中核として重要であり、相互理解や国際親善の推進、地域の振興・活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献が期待されるものとしている。

そのような中で市は、「新総合ビジョン」、「第2次5か年計画」及び「国際化推進基本計画」において国際化の推進を位置づけ、姉妹・友好都市交流を始め、青少年交流事業、市国際文化フェスティバルの開催並びに消防車、救急車及びクレーン車の寄贈など様々な施策を展開している。

姉妹・友好都市交流については、昭和45年にカナダのノースバンクーバー市及びパラグアイのアスンシオン市と最初の姉妹都市提携を行い、アメリカのヒューストン市、フィリピンのケソン市、中国の天津市と続き、そして、平成8年には呉江市及びスイスのモントルー市と、現在では7市との間で姉妹・友好都市提携を行っている。

このうち、モントルー市との姉妹都市提携は、協定書によると「この友好協定は、両市の都市機能と財政力を基盤とし、両市間において築かれている緊密な関係を一層強固なものとするとともに、両市の平和と繁栄に貢献することを目的」に行われている。

(2) モントルー市への公式訪問等について

市は、平成8年7月及び平成9年7月の過去2回、モントルー市に公式訪問団を派遣し、モントルー市は、平成8年5月、平成10年10月及び平成15年10月の過去3回、市長又は副市長が市を訪問している。

また、平成18年度においては、市はモントルー市以外に天津市及び呉江市にも5月に公式訪問団を派遣している。

なお、モントルー市からの3回目の訪問は、副市長が妻を伴っての訪問であり、その他にもノースバンクーバー市長が過去に2度妻を伴って市を訪問している。

それに対し、市は、平成14年の7月に市長の妻を加えた公式訪問団をヒューストン市に派遣している。

(3) モントルー市公式訪問の日程について

上記訪問の日程は、表3のとおりであった。

表3

月 日	時刻	地 名 等	行 動
10月24日 (火)	8:30	成田空港集合	搭乗手続き 結団式
	10:15	成田空港出発	チューリッヒ空港へ
	16:50	チューリッヒ空港到着	所要時間13時間35分 (時差7時間含む)
	17:45	チューリッヒ空港出発	ジュネーブ空港へ
	18:40	ジュネーブ空港到着	所要時間55分 ジュネーブ市内夕食
	20:30	ジュネーブ出発	専用バスでモントルー市へ
	22:30	モントルー市到着	バス所要2時間 モントルー市宿泊
10月25日 (水)	9:30	ホテル出発(専用バス)	シヨン城見学・歓迎会
	13:40	モントルー市滞在	民間医療施設視察
	15:00		市植物園・ヨーロッパ公園視察
	15:45		記念植樹式
	18:30		宿泊ホテル内において歓迎レセプション
	23:00		歓迎レセプション終了 モントルー市宿泊
10月26日 (木)	10:00	専用バス	スイス国際観光博覧会等視察
	13:30	モントルー市滞在	公設市場視察、市役所表敬訪問
	15:00		ミニサッカー場オープン式典
	18:30		答礼レセプション(市主催)
	21:00		答礼レセプション終了
	22:00		宿泊ホテル着 モントルー市宿泊
10月27日 (金)	10:30	モントルー市出発	専用バスでベルン市へ 所要2時間
	12:30	ベルン到着	
	14:00		日本大使館表敬訪問
	15:00		日本大使公邸表敬訪問
	15:30		ベルン市内視察 ベルン市宿泊
10月28日 (土)	10:30	ベルン市出発	専用バスでチューリッヒ市へ 所要2時間
	12:30	チューリッヒ市到着	
	14:30		チューリッヒ市市内視察 チューリッヒ市宿泊
10月29日 (日)	10:30	ホテル出発	専用バスでチューリッヒ空港へ
	11:00	チューリッヒ空港到着	
	13:00	チューリッヒ空港出発	成田へ 機内泊
10月30日 (月)	8:55	成田空港到着	成田空港到着 所要11時間55分 (時差7時間含む)

(4) モントルー市公式訪問に係る費用について

上記費用は、平成18年第1回定例会において平成18年度一般会計予算として議決されたものであり、計上された額は、10,769,000円である。

市は、上記訪問にあたり、予算措置されたもののうち委託料及び旅費として計7,532,360円を支出し、その内訳は委託料については表4の、旅費については表5のとおりであった。

表4

業 務 内 容	金 額
1 結団式他	50,000
2 記念植樹式	224,200
3 市主催答礼レセプション	550,000
4 通訳及びガイド	1,196,900
5 記念品の発送	58,500
6 その他諸経費	58,000
7 添乗員	291,620
8 チップ他	389,900
9 食事	243,000
10 専用バス	720,000
手数料5%	189,100
総計	3,971,220
消費税	5,400
合計	3,976,620

表5

職 名 等	職 務 の 級	鉄道賃	航空賃	日当	宿泊料	旅行雑費		合 計
		千葉～ 成田空港 (往復)	成田～ チューリッヒ (往復) 他*	指定都市 1日間 丙地方 半日間	甲地方 3日間	海 外 旅 行 傷 害 保 険 料	支度料	
市 長	特別職	-	635,420	12,250	72,600	7,890	0	728,160
市長の妻		-	635,420	12,250	72,600	7,890	53,900	782,060
議 長	特別職	-	635,420	12,250	72,600	7,890	53,900	782,060
公 室 長	9 級	1,300	635,420	10,100	60,000	7,890	41,100	755,810
課 長	8 級	1,300	158,920	10,100	56,400	7,890	0	234,610
主 査	5 級	1,300	158,920	9,450	56,400	7,890	39,080	273,040
合 計		3,900	2,859,520	66,400	390,600	47,340	187,980	3,555,740

*チューリッヒ～ジュネーブ間の国内線片道運賃を含む。

なお、「市証人等に対する実費弁償に関する条例」第2条及び第3条は、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した者に対し、実費弁償として「市職員の旅費等に関する条例（以下「旅費条例」という。）」に定める旅費を支給する旨を規定していることから、市は市長の妻に対し旅費を支給している。

また、旅費条例第24条では、外国旅行の旅費は、国家公務員の例に準じ市長が定める旨を規定し、それを受けて市長は、市長、助役及び議員に随行する場合は、これらのものと同等の旅費を支給することを定めていることから、市長の妻の旅費の額は、航空賃等個々の種類において市長又は議長の額と同額とされている。

さらに旅費条例第25条では、必要としない旅費は支給しないことができる旨を規定していることから、市長、議長、市長の妻の航空運賃は上級ではなく実際に使用中級の運賃が、課長のそれは同様に中級ではなく下級の運賃が支給されている。

2 監査対象部局の説明

(1) モントルー市訪問の目的について

市の公式訪問団の派遣は、提携から5周年又は10周年の節目の年に実施しており、平成18年度はモントルー市と姉妹都市締結以来、10周年の節目の年となり、同市とは、まだ、提携年数が浅いことから、今後の相互の交流をさらに深め、友情・信頼を築くことを目的に実施したもので、市民交流等の拡大に繋がるものと考えている。

(2) 訪問に係る予算措置について

市は、訪問に係る予算の積算にあたり、市の財政状況を鑑み、旅費については旅費規程に基づく航空運賃を特別職はファーストクラスからビジネスクラスへ、一般職員はビジネスクラスからエコノミークラスへと変更し、約280万円の縮減を図った。

また、予算の執行においても、予算額10,769,000円に対し、執行額は7,532,360円であり、節減を図り、適正に執行したものと考えている。

(3) 公式訪問団への市長の妻の参加について

公式訪問団への市長の妻の参加は、平成15年度にモントルー市副市

長が妻同伴で来葉されたこと、ノースバンクーバー市からの公式訪問団が夫妻で来葉したこと及び一般的な国際儀礼を勘案し、正副団長は夫妻で訪問することとした。

ただし、派遣時の市議会議長は、数年前に妻を亡くしていることから、夫妻での派遣は市長夫妻のみとなった。

市長の妻は、公式訪問団の一員として、現地において全ての公式行事に参加し、モントルー市長夫妻、幹部職員夫妻及び現地小学生等と積極的に交流の機会を持ち、大きな役割を果たしたと考えている。

(4) 公式訪問団への議長及び3名の随行職員の参加について

これまでの公式訪問団が、執行機関及び議決機関の代表を基本に構成されていることから、団長を市長、副団長を市議会議長とした。

議長は、市議会の代表として公式訪問団の副団長の役割を担うこととなり表敬訪問、公共施設等の視察等現地における全ての公式行事に出席した。

また、3名の随行職員のうち 市長公室長は、市長夫妻及び議長の秘書・植樹式・答礼レセプション等の進行を、国際交流課長は、モントルー市当局との連絡調整、セレモニー等の準備を、国際交流課のモントルー市担当は、現地通訳、ガイド、市民親善訪問団35名との連絡調整等の担当として随行しており、何れも公式訪問団の業務遂行に必要な役割を担っていると考えている。

(5) ベルン市及びチューリッヒ市の訪問について

ア ベルン市の訪問理由

ベルン市を訪問した理由は、日本大使館を訪問するためであり、大使館を訪問した理由は、平成18年3月に姉妹都市であるパラグアイのアスンシオン市において在パラグアイ日本大使館の協力を得たこと及び今回の訪問では在日本スイス大使館の協力を得たことなど、市は、大使館が姉妹都市交流を行ううえで重要な役割を果たしていると考えていたからである。

また、言語、習慣等の相違する7都市との交流を円滑に実施するためには、現地情報の収集等大使館の協力は、継続的な交流を図る上で必要であると考えている。

イ チューリッヒ市の訪問理由

チューリッヒ市を訪問した理由は、成田からスイスへの直行便がチューリッヒ市までの便のみであり、当該直行便を往復割引で利用した

ことから、訪問したものである。

また、チューリッヒ市からの出国は、チューリッヒ空港発の航空便が1日1便(13:00発)であること、ベルン市からの移動にはバスで通常2時間程度要すること、国際便の場合、空港では出発時間の2時間前に手続きを行う必要があることなど時間、移動距離及び交通状況等を考慮し、チューリッヒ市において1泊することとしたものであり、当該宿泊は合理的なものであったと考えている。

ウ その他

上記ア及びイから訪問することとした両市においては、その都市景観、トランジットモール(中心市街地における歩行者、自転車及び公共交通機関専用の街路)などを視察した。

また、請求人は両市訪問に係る費用を1,121,000円である旨を主張しているが、仮に、ベルン市を訪問しなかった場合でも、最低4泊6日の行程となり、それに伴い減額となる費用の試算額は表6のとおりである。

表6

(単位:円)

項目	金額
航空賃(ジュネーブ~チューリッヒ)	274,800
宿泊費(6人×1泊)	130,200
バス借上料(1日分)	120,000
ガイド費(ベルン市及びチューリッヒ市の3日分)	103,000
添乗員(食費、宿泊費を含む)	52,800
食費(6人×1日)	63,000
運転手チップ(1日分)	5,000
計	199,200

(6) 答礼レセプションについて

国際儀礼では、食事の招待は相互に行うなど外国からの賓客に対し敬意を払い、友好を深めるための国際交流における公式のルールや慣習が存在する。

答礼レセプションは、市からの謝意を表すものであり、国際儀礼上からも必要なものと考えている。

請求人は、これに係る費用を1,115,900円である旨を主張しているが、これには答礼レセプション以外の通訳費用や記念植樹式に係る費用が含まれており、正しくは700,000円であると考える。

また、支出内容は、招待客の利便性を考慮し選定したホテルは不当に

豪華ではないこと、宴会場は、予算上の制約からホテル内のものではなく敷地内にあるレストランの一部を借り上げただけのものであること、会場費 15 万円は市民親善訪問団も含め約 70 名の参加者に対してのものであること、スイスの物価は、例えばミネラルウォーターが 300 円、日本で 280 円のハンバーガーが 600 円及びランチが 2,000 円からと日本に比して高いこと並びに日本において市が主催する歓迎レセプション費用もほぼ同額であることを勘案し妥当であると考えている。

なお、市民親善訪問団の飲食費用は、1人あたり1万円の個人負担とした。

(7) 結団式について

結団式は、搭乗手続き終了後、出発までの約1時間程度を利用し、日程及び公式行事の確認、それぞれの役割等並びに注意事項の打ち合わせを行うために、公式訪問団一行、旅行会社幹部及び市関係者が一堂に会して実施したものであり、日程等の最終確認の場として毎回実施されているものである。

市は、公式訪問における諸行事を円滑に遂行するために結団式を必要なものであったと考えている。

なお、請求人は、これに係る費用を50,000円である旨を主張しているが、これには搭乗手続きに係る費用が含まれており、正しくは38,000円であると考ええる。

(8) モントルー市との姉妹都市交流に伴う成果について

モントルー市との姉妹都市交流に伴う成果について、同市とは提携年数が浅く、今後の交流を更に深める必要があるが、文化面では、世界的にも有名な「モントルー・ジャズ・フェスティバル」に市在住の大原保人氏が率いる「スーパー・ジャズ・トリオ」を公費で2度派遣し、その影響が、市のジャズ祭として定着している「ベイ・サイド・ジャズ」にまで繋がった事例がある。

また、市が毎年度開催している市国際文化フェスティバルにおいて、平成15年度にはモントルー市民文化交流団を招いた事例もある。

4 判断

(1) モントルー市公式訪問の必要性について

まず、初めに市のモントルー市公式訪問団の派遣の必要性について検討する。

現在、わが国においては多くの地方自治体が、国際交流推進の代表的な方法として姉妹・友好都市提携を行っているところであるが、こうした提携は、市民相互間の理解と友情や両市間の交流を深めることとなり、ひいては国際親善を推進し、世界平和に寄与するものと考えられる。

市においては平成12年に策定した「新総合ビジョン」や「第2次5か年計画」等の中で、国際交流を推進し、相互交流・相互理解を深めるとともに、友好親善の促進に努めることを基本的な施策としているところであり、昭和45年にノースバンクーバー市及びアスンシオン市を最初として姉妹都市提携を行い、現在では7市との間で姉妹・友好都市提携を行っており、モントルー市については、呉江市と併せて平成8年に行われたところである。

市は、これらの姉妹・友好都市との間において青少年交流事業、市国際文化フェスティバルの開催、「モントルー・ジャズ・フェスティバル」への市民の派遣及び救急車等の寄贈など多様な事業を実施し、5年、10年という節目の年には公式訪問団の受入又は派遣を行うなど民間を含めた交流の更なる促進を図っているところであるが、公式訪問団の派遣は市の施策の一つである姉妹・友好都市交流を推進するうえで重要な役割を果たすものと言えよう。

今回のモントルー市への公式訪問団の派遣は、提携年数が10年と未だその歴史も浅く、今回が初めてであり、10周年の節目の年に上記の目的を達成するために行われたものである。

また、請求人は、モントルー市を含め市の姉妹・友好都市交流事業に公益に繋がる活動が乏しい旨を主張しているが、そもそも姉妹・友好都市交流事業の目的である平和や友好という課題は、直ちに具体的な成果が出るものではなく、長期に渡り相互に交流を積み重ねることにより、青少年交流事業の実施など、信頼関係が築かれ次第にその成果が出てくるものと考ええる。

(2) 訪問団の人数の適否について

請求人は、モントルー市公式訪問のうち公式訪問団の人数、ベルン市及びチューリッヒ市訪問、空港での結団式並びに答礼レセプションについて問題があるとしているので、以下、それらについて検討する。

まず、請求人は、公式訪問団の人数は、市長及び市長公室長の2名で十分であり、市長の妻をはじめその他の4人の同行は認められず、出張費用の全額を返還すべきであると主張している。

市長の妻の同行についてであるが、市は、欧米における親善の一般的な国際儀礼等を勘案のうえ、決定したものであるが、そのことについては首

肯できるところであり、過去においてもモントルー市副市長が市を訪問した際に妻を同伴していること、他の姉妹・友好都市においてはノースバンクーバー市長夫妻が2度に亘り市を訪問している事例がある。

また、夫妻同伴であることにより、歓迎・答礼レセプションにおいて率直に意見交換することや、信頼関係を確立するための親密な雰囲気醸成に役立つところであり、何よりも夫妻揃っての訪問は、モントルー市側に好感を持って迎えられたものとする。

次に市議会議長の参加であるが、これまでのノースバンクーバー市やヒューストン市への公式訪問団への参加では、執行機関の代表者である市長又は助役と議会の代表者である議長とを中心に構成されており、今回の訪問では議長が副団長の役割を果たしていること、さらにはモントルー市長は市議会議員を兼ねていることを考慮すると、議長の参加は十分必要であったものとする。

公式訪問団における市長の妻及び議長の役割についてであるが、市長の妻については、市長と共に記念植樹式における植樹の実施、歓迎・答礼レセプションにおけるモントルー市長夫妻や幹部職員との意見交換、ミニサッカー場オープン記念式典における記念品の配付などであり、議長については、市民親善訪問団代表と共に記念植樹式における植樹の実施、歓迎・答礼レセプションにおける挨拶やモントルー市側出席者との意見交換、ミニサッカー場オープン記念式典における記念品の配付などにあたり、両市の親善を深めることができたものとする。

最後に随行の職員3名についてであるが、公式訪問団には市長夫妻及び議長の3名が参加することから、随行の職員は、3名の秘書業務に加え植樹式や答礼レセプション等の進行、モントルー市当局や市民親善訪問団との連絡調整など多くの役割を担うこととなり、そのような状況を勘案すると、3名の随行は妥当なものとする。

(3) ベルン市及びチューリッヒ市訪問の必要性について

次に請求人は、ベルン市及びチューリッヒ市訪問に公益性は無いことから、それに係る費用の全額を返還すべきであると主張している。

ベルン市訪問の主な目的は日本大使館の訪問であるが、姉妹都市交流を進めるうえでは、それが国際交流であり、外交とも関連する範囲の事柄であることから、両国大使館との連携協力は、重要なものとする。

また、わが国の外務省においてもこれまで自治体間の国際交流を支援してきているところであり、平成19年4月には「地域連携推進室」も設置されているところである。

市としては、言語、習慣等の異なる7都市との交流を円滑に実施するた

めには、現地情報の収集等在外公館の協力を必要としているところであり、過去様々な都市において現地日本大使館等の協力を得ていること、今回の公式訪問の準備にあたっては在日スイス大使館の協力を得ていることなどを勘案すると、日本大使館訪問はモントルー市との交流を円滑に進めるため、必要なものであり、また次に述べるチューリッヒ空港の利用などからしてもベルン市訪問は合理的な経路と言える。

次にチューリッヒ市訪問であるが、日本とスイス間の航空路としては成田～チューリッヒ間の直行便が最も合理的なものであり、また往復割引航空券の活用が可能となるので、今回の訪問にあたっては成田～チューリッヒ間の航空路となった訳であるが、同空港から成田空港への出発時間等との関係からチューリッヒ市内に1泊する必要があったことを主な理由として、チューリッヒ市の訪問・視察が行われたところである。

ベルン市及びチューリッヒ市の視察においては、スイス特有の都市景観とヨーロッパの都市に多く見られるトランジットモールを詳しく視察することができ、両市での滞在を有効活用しているところである。

なお、ベルン市を訪問せず、ジュネーブ空港から国内線を利用しチューリッヒ空港を経由して帰国すると、4泊6日の行程となり、費用の節減額は監査対象部局の説明のとおり199,200円であり、上記の両市訪問に伴う効果を勘案すると、特に問題となるものではないと考える。

(4) 空港での結団式に係る費用について

次に請求人は、空港での結団式の費用は日当及び支度金から支払われるべきであるから、返還すべきであると主張している。

結団式は、団長である市長及び副団長である議長が、公式訪問団の日程、役割及び注意事項等の最終確認を行う場であり、姉妹・友好都市の訪問団の公式行事の一つとして毎回行われるものであり、これに要した費用は請求人の主張する額と異なる38,000円であり、市公式訪問団の行事に係る費用として特に問題とはならないものとする。

なお、支度金及び日当は、旅費条例によれば公務で旅行する場合に個人的な諸経費を賄うために支出されるべきものであり、結団式に充てることは不適當である。

(5) 答礼レセプションに係る費用について

次に請求人は、モントルー市幹部との必要最小限の会食は否定しないものの、多額の費用を伴う大規模なものは認められず、当該費用を返還すべきであると主張している。

請求人は、参加者25名がホテルルームを貸切り、111万円の費用を支出したことを多額の費用の根拠としているが、実際には、参加者67名(市公式訪問団6名、モントルー市関係者19名、市民親善訪問団35名、通訳7名)がホテルの敷地内にあるレストランの一部を使用し、70万円

の費用の支出により実施されたものである。

1人当りの飲食費1万円は、日本において市が開催する歓迎レセプションの額とほぼ同額であり、会場費15万円も使用人数が67名に及ぶことから、決して高額であるとは言えない。

また、海外において支出される費用は、現地の物価事情及び外国為替相場の影響を考慮する必要があるが、監査対象部局の説明から相当と認められるスイスの物価事情を考慮すれば、答礼レセプションに係る費用は妥当な範囲内のものである。

(6) 公式訪問団に係る予算措置及び執行について

公式訪問団に係る予算については、予算の措置にあたり航空賃を変更するなど必要額を縮減のうえ、平成18年第1回定例会に上提され、予算審査特別委員会などの場で公式訪問団の派遣の必要性やその経費について議論がなされた後、成立したものである。

予算の執行にあたっては、市は厳しい財政状況にあり、公益性のある継続的な事業であっても、全て見直しを迫られており、国際交流事業と言えども例外ではないところから、公式訪問団に係る旅費と委託料については、日数を1日短縮するとともに往復割引航空券を購入し更に節減を図っており、予算額約1,077万円に対し執行額は約753万円であるなど、経費削減の努力の跡が見られる。

5 結論

以上のことから、市がモンルー市に派遣した公式訪問団6名の派遣は必要であり、これに要した費用も妥当な範囲のものであると認められることから、当該訪問に係る費用の支出は適正なものであり、違法又は不当な支出とは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

6 意見

姉妹都市交流事業の目的は、国際親善を推進し、世界平和に寄与しようとするものであり、姉妹都市公式訪問の成果は、行政と市民とがこれを共有できる環境を整えることが重要であり、市はそのために努力することが求められている。

こうした観点から、市長を始め議長、市長の妻、さらには市民親善訪問団の代表などが姉妹・友好都市訪問の成果を発表し、市における国際交流の推進について意見交換を実施するなど姉妹・友好都市交流事業の推進に努められることを要望する。